

# 参 考

## 1 緊急地震速報

緊急地震速報は地震の発生直後、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。

（テレビ・ラジオ等による情報提供）

ただし、緊急地震速報には、情報を発表してから主要動が到着するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは情報が間に合わないことがあります。また、ごく短時間でのデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もあります。緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分理解する必要があります。



## 2 NTT災害用伝言ダイヤル「171」



- ・災害用伝言ダイヤルは、地震、噴火などの災害の発生により被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始されます。
- ・地震など大災害発生時は、安否確認、見舞い、問い合わせなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況（電話ふくそう）が1日から数日間続きます。
- ・自宅などの固定電話、公衆電話、携帯電話からメッセージを吹きこめるNTTの「災害用伝言ダイヤル」を活用しましょう。

※音声ガイダンス(案内)に従う

◎ 自分がメッセージを吹き込む場合

171+1+「被災地内の自宅等の電話番号《市外局番から》」

◎ 相手のメッセージを聞く場合は

171+2+「被災地内の自宅等の電話番号《市外局番から》」

※ただし、録音時間は30秒です。そのまま切っても伝言は録音され、録音後「8」を押すと録音内容の確認、「9」で録音のやり直しができます。メッセージは2日間保存されます。

### 3 避難勧告・避難指示

市では、災害発生時における人的被害の発生を未然に防止するため、災害の発が予測される地域の住民の方に「避難勧告」および「避難指示」を行います。

避難勧告および避難指示は、防災無線や広報車、電子サイレンハンドマイクによる伝達を行うとともに、行政区長などの協力を得て伝達します。

行政区（自治会）や防災組織などの協力を得て、組織的に避難誘導が行われますので、指示に従い避難しましょう。



#### 避難勧告

災害の拡大により、危険が切迫し、地域住民を避難所へ避難させる必要が生じたときに発表します。

避難勧告は、その地域の居住者を拘束するものではありませんが、速やかに避難するようにしてください。



#### 避難指示

地域住民に対する災害の危険が目前に切迫しているときに発します。避難指示を受けたら、直ちに指定された場所に避難してください。



### 4 自主避難

避難勧告や避難指示のほか、災害が予想されるときに、地域住民が自分の判断によって自主的に避難所へ避難するものです。

市が指示するものではありませんが、避難所の開放などを行います。



様式1

災害時要援護者登録制度登録申請書兼登録台帳

登米市長 殿

私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。

また、私が届け出た下記個人情報を、登米市が自主防災組織、行政区長、民生委員児童委員、消防署、消防団、警察署に提供することを承諾します。

平成 年 月 日

|                       |  |            |      |  |
|-----------------------|--|------------|------|--|
| 1 名簿登録者               | 行政区名   |            |      |  |
| フリガナ                  |  |            | 生年月日 |  |
| 氏名                    | 印(男・女)   |            |      |  |
| 住所                    | 登米市  | 自宅<br>携帯電話 |      |  |
|                       |  | FAX        |      |  |
| 要介護度<br>障害者手帳の有無      | 要介護度： 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5・なし<br>障害者手帳の有無： あり・なし (手帳名 ) |            |      |  |
| 代理記載<br>及び代理申<br>請の場合 | 氏名   | 登録者との関係    |      |  |

|             |                            |    |      |       |
|-------------|----------------------------|----|------|-------|
| 2 家族構成及び連絡先 | ※ 事前に同意を得て、家族について記載してください。 |    |      |       |
| 家 族         | 氏名                         | 続柄 | 勤務先等 | 携帯電話等 |
|             |                            |    |      |       |
|             |                            |    |      |       |
|             |                            |    |      |       |
|             |                            |    |      |       |

|              |                             |     |      |
|--------------|-----------------------------|-----|------|
| 3 家族以外の緊急連絡先 | ※ 事前に同意を得て、親戚等について記載してください。 |     |      |
| 親 戚<br>知人等   | 氏名                          | 住 所 | 電話番号 |
|              |                             |     |      |
| 勤 務<br>先等    |                             |     |      |
|              |                             |     |      |

|         |        |                              |         |
|---------|--------|------------------------------|---------|
| 4 地域支援者 |        | ※ 事前に同意を得て、支援者等について記載してください。 |         |
| 登録者との関係 |        |                              |         |
| 住 所     |        | 希望連絡方法                       | 電話 ・FAX |
| フリガナ    |        | 自宅・携帯電話                      |         |
| 氏 名     | 印(男・女) | 職場電話                         |         |
|         |        | F A X                        |         |
| 登録者との関係 |        |                              |         |
| 住 所     |        | 希望連絡方法                       | 電話 ・FAX |
| フリガナ    |        | 自宅・携帯電話                      |         |
| 氏 名     | 印(男・女) | 職場電話                         |         |
|         |        | F A X                        |         |
| 登録者との関係 |        |                              |         |
| 住 所     |        | 希望連絡方法                       | 電話 ・FAX |
| フリガナ    |        | 自宅・携帯電話                      |         |
| 氏 名     | 印(男・女) | 職場電話                         |         |
|         |        | F A X                        |         |
| 登録者との関係 |        |                              |         |
| 住 所     |        | 希望連絡方法                       | 電話 ・FAX |
| フリガナ    |        | 自宅・携帯電話                      |         |
| 氏 名     | 印(男・女) | 職場電話                         |         |
|         |        | F A X                        |         |
| 登録者との関係 |        |                              |         |

|                 |                         |       |
|-----------------|-------------------------|-------|
| 5 情 報           |                         |       |
| 血液型             | A ・ B ・ O ・ AB : RH + - | 輸血の可否 |
| かかりつけの<br>医療機関  | 名 称:                    |       |
|                 | 担当医:                    | 電話番号: |
| 使用している薬         |                         |       |
| 禁忌薬剤            |                         |       |
| 障害者手帳<br>保険証等番号 |                         |       |
| 必要とする援助         |                         |       |
| 避難所             |                         |       |
| そ の 他           | 緊急通報システム ( あり ・ なし )    |       |

○ 登米市災害時要援護者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者や重度の障害者などの災害時要援護者登録制度（以下、登録制度という。）により、災害発生時における要援護者の安否確認や迅速かつ的確な避難支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における地域での支援(以下「支援」という。)を希望する者で、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

- (1) 65歳以上の一人暮らしの者・高齢者世帯の者
- (2) 在宅で寝たきり・認知症（おおむね要介護3以上）の者
- (3) 身体障害者（肢体不自由の障害の程度が1級から2級まで、視覚障害の程度が1級若しくは2級又は聴覚障害の程度が1級、2級）の者
- (4) 知的障害者のうち、その障害の程度がA判定、B判定の者
- (5) 精神障害者のうち、その程度が1級から2級の者
- (6) 内部障害者
- (7) 難病者
- (8) 乳幼児、児童のうち9歳以下の者
- (9) その他支援が必要と思われる者

(地域支援者)

第3条 この要綱において「地域支援者」とは、要援護者の近隣に居住し、普段の見守りや、災害時の情報伝達、安否確認、避難誘導等の支援を行う者をいう。

(要援護者情報の把握・共有)

第4条 要援護者情報は、次により把握するものとする。

- (1) 手上げ方式

災害時要援護者本人が自分の意思で、登録制度に登録する方法。

- (2) 同意方式

行政区長、民生委員児童委員、自主防災組織、福祉活動推進員、福祉関係団体などの協力のもとに要援護者を調査し、本人の同意得て登録制度に登録する方法。

- 2 要援護者情報は、避難支援プランの作成、避難訓練、災害時の安否確認、避難所での支援などに活用するため、防災関係機関のほか、要援護者の避難時に関係する自主防災組織・行政区、民生委員児童委員及び地域支援者(以下「自主防災組織等」という。)に提供するものとする。

(登録の手続)

第5条 市長は要援護者に、災害時等において支援を受けるために必要な個人情報を記載した、災害時要援護者登録制度登録申請書兼登録台帳（以下「申請書兼登録台帳」という。）(様式1)の提出を求め、要援護者の登録を行うものとする。

- 2 要援護者は地域支援者を申請書兼登録台帳に記載する場合は、あらかじめその者の同意を得なければならない。
- 3 市長は、申請書兼登録台帳に地域支援者の記載がない場合は、自主防災組織等に当該

要援護者の情報を提供し、地域支援者の選出を依頼するものとする。

- 4 自主防災組織等は、前項の依頼があった時は速やかに地域支援者の選出に協力するものとする。

(登録台帳の保管)

第7条 登録台帳の原本は市長が保管し、原本の写を要援護者のほか自主防災組織等がそれぞれ保管するものとする。

(避難支援プラン)

第8条 要援護者の、迅速な情報伝達・避難支援のため災害時要援護者避難支援プラン(以下、避難支援プランという。)(様式2)を作成するものとする。

(自主防災組織等による支援)

第9条 自主防災組織等は、要援護者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における安否確認、避難誘導、救出活動等
- (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、相談等

(個人情報の保護義務)

第10条 自主防災組織等は、登録台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。

- 2 自主防災組織等は、登録台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。
- 3 自主防災組織等は、登録台帳を紛失したときは、速やかに、市長に報告しなければならない。

(登録事項の変更)

第11条 要援護者又は地域支援者は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは直接、又は自主防災組織等を通じて市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の報告により申請書兼登録台帳記載事項に変更が生じたことを知ったときは、申請書兼登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、要援護者及び自主防災組織等に連絡するものとする。

(制度の周知)

第12条 市長は、広報誌等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

- 2 自主防災組織等は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から適用する。

様式 2

避 難 支 援 プ ラ ン (個別計画)

平成 年 月 日作成

|             |       |
|-------------|-------|
| 住 所         |       |
| フリガナ<br>氏 名 | (男・女) |

|                                      |  |              |  |          |  |
|--------------------------------------|--|--------------|--|----------|--|
| 行政<br>区名                             |  | 民生委員<br>児童委員 |  | 電<br>話   |  |
|                                      |  |              |  | F A<br>X |  |
| 災害時要援護者 (高齢要介護者・一人暮らし高齢者・障害者・その他( )) |  |              |  |          |  |
| 居住建物の構造                              |  |              |  |          |  |
| 普段いる部屋                               |  |              |  |          |  |
| 寝室の位置                                |  |              |  |          |  |
| 特記事項                                 |  |              |  |          |  |
| 避難勧告・安否確認の伝達者・問合せ先                   |  |              |  |          |  |
| その他                                  |  |              |  |          |  |
| 避難場所・避難経路                            |  |              |  |          |  |

※避難支援プラン(個別計画)は、登録申請書兼登録台帳の内容及び本様式内容とする。

## 登米市における要援護者の状況

| 区 分                | 要援護者 (人) | 備 考           |
|--------------------|----------|---------------|
| 高齢者(65歳以上)         | 9, 520   | 平成19年6月30日現在  |
| うち一人暮らし高齢者         | 1, 828   | 平成19年6月30日現在  |
| うち高齢者世帯人数(1,728世帯) | 5, 958   | 平成19年6月30日現在  |
| うち介護認定者(要介護3以上)    | 1, 734   | 平成19年6月30日現在  |
| 身体障害児・者            | 1, 773   | 平成19年3月31日現在  |
| 視覚障害(1級～2級)        | 204      | 平成19年3月31日現在  |
| 聴覚・平衡機能障害(1級～2級)   | 95       | 平成19年3月31日現在  |
| 音声言語・そしゃく障害(1級～2級) | 8        | 平成19年3月31日現在  |
| 肢体不自由(1級～2級)       | 873      | 平成19年3月31日現在  |
| 内部障害(1級～2級)        | 593      | 平成19年3月31日現在  |
| 知的障害児・者(療育手帳A・B)   | 625      | 平成19年3月31日現在  |
| 精神障害者(1級～2級)       | 766      | 平成19年3月31日現在  |
| 難病患者               | 507      | 平成19年12月31日現在 |
| 乳幼児・児童(0～10歳)      | 7, 967   | 平成19年12月31日現在 |
| 外国人(日本語が十分理解できない人) | 426      | 平成19年12月31日現在 |
| 合計                 | 21, 584  |               |

注1 各区分の人数には、重複分を含む。例(：高齢者と身体障害者の両方に該当する場合など)

注2 身体・知的・精神の各障害児・者数については、各手帳所持者数による。

登米市福祉避難所

|    | 名 称                       | 住 所             | 電 話              |
|----|---------------------------|-----------------|------------------|
| 1  | 石越病院                      | 石越町南郷小谷地前 245   | 0228-<br>35-2130 |
| 2  | 老人保健施設「なかだ」               | 中田町浅水字川面 65-1   | 0220-<br>35-2655 |
| 3  | 登米市立<br>豊里老人保健施設          | 豊里町土手下 104-1    | 0225-<br>76-5635 |
| 4  | 介護老人保健施設<br>南方ナーシングホーム翔裕園 | 南方町山成前 791-1    | 0220-<br>58-5455 |
| 5  | 東和高齢者福祉施設                 | 東和町米谷字新細侍井 2    | 0220-<br>42-3061 |
| 6  | 登米市社会福祉協議会<br>石越デイサービス    | 石越町南郷字新石沢 47-4  | 0220-<br>35-5572 |
| 7  | 特別養護老人ホーム<br>光風園          | 登米町寺池金沢山 60-3   | 0220-<br>52-3275 |
| 8  | 登米デイサービスセンター<br>遠山荘       | 登米町寺池金沢山 60-3   | 0220-<br>52-3577 |
| 9  | 特別養護老人ホーム<br>松風園          | 登米市豊里町笑沢 153-62 | 0225-<br>76-0112 |
| 10 | 豊里デイサービスセンター<br>百楽荘       | 登米市豊里町笑沢 153-78 | 0225-<br>76-5486 |
| 11 | 特別養護老人ホーム<br>萩風園          | 中田町浅水字長谷山 352-4 | 0220-<br>34-7000 |
| 12 | 特別養護老人ホーム<br>迫風園          | 迫町北方字大洞 56-6    | 0220-<br>22-1020 |
| 13 | 迫デイサービスセンター<br>翠風荘        | 迫町北方字大洞 45-3    | 0220-<br>22-9912 |
| 14 | 特別養護老人ホーム<br>南風園          | 南方町高石 6-43      | 0220-<br>58-4777 |
| 15 | 南方デイサービスセンター<br>南寿荘       | 南方町高石 6-8       | 0220-<br>58-4877 |
| 16 | 特別養護老人ホーム<br>柳風園          | 津山町柳津字平形 140-2  | 0225-<br>68-2175 |
| 17 | 特別養護老人ホーム<br>さーらの樹        | 米山町字桜岡大又 232-2  | 0220-<br>55-5155 |